

観光客の皆様へ

令和7年8月吉日

粟島浦漁業協同組合

粟島への持ち込み品の制限について(お願い)

この度は粟島へのご来島ありがとうございます。

観光客の皆様には粟島での観光を安全に楽しんで頂くため、また、漁業資源の密漁防止、漁業権の侵害防止のために島内へ以下の持ち込みを制限しております。

ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

1. 水中銃
2. ダイビング用ボンベ
3. 魚突き用の「もり」 【→制限される「もり」について(別紙参照)】
4. 船外機付きのボート

以上

※令和7年8月14日更新

別紙

粟島の海での遊漁において使用できる漁具・漁法は下記のとおりです。
(新潟県漁業調整規則第40条)

1. 竿釣り及び手釣り
2. たも網及び叉手網
3. 投網(船を使用しないものに限る。)
4. やす及びは具
5. 徒手採捕

【「やす」と「もり」の違いとは】

「やす」とは、魚介類を突き刺す先端部(金属部)と柄がくっついており、柄を手で持って突き刺す漁具です。「もり」や「水中銃」は「やす」に含まれません。

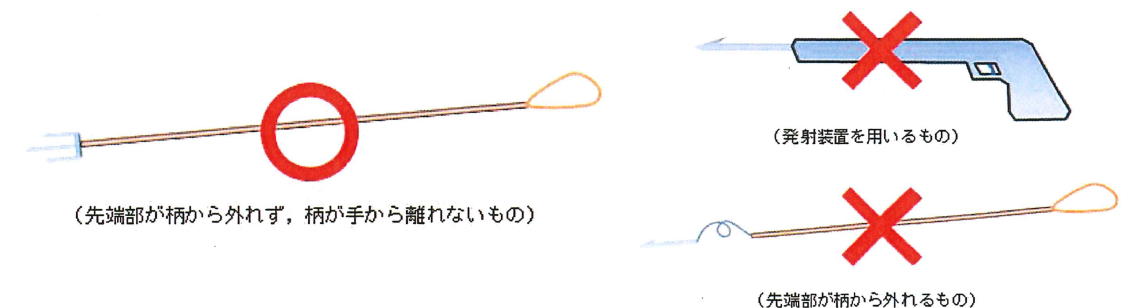
【制限される「もり」について】

1. 使用できるもの

- ・魚介類を突き刺す先端部(金属部)と柄がくっついているもの。
- ・柄の末端にゴムひもを付け、その弾力によって柄を手のひらの中で滑らせて魚介類を突き刺した際、柄が手のひらの中にあっていつでも握ることができる構造のもの。

2. 使用できないもの

- ・発射装置が付いた「もり」や「水中銃」など。突き刺す部分が手から離れる構造のものは使用できません。
- ・チョッキ鉾(もり)とも呼ばれ、魚介類を突き刺した際、先端部(金属部)が柄から離れるもの。先端部(金属部)と柄がワイヤー類で繋がれていても使用できません。
- ・手首と繋がったゴムひもで柄を発射した際、柄と手首がゴムひもで繋がっていても、手のひらの中から離れて握ることができない構造のもの。



※もり、チョッキ、水中銃等、使用できない漁具を使用して魚介類を採捕すると、新潟県漁業調整規則違反として罰せられます。(第40条、第56条)